第３号様式（第７条関係）

　文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　棚倉町長

たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　たな暮らし住宅取得等支援事業助成金について審査した結果、下記のとおり決定したので、たな暮らし住宅取得等支援事業所世金交付要綱第７条の規定に基づき通知します。

記

　１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　不交付

　　　理　由

　３　交付の条件

　　(1)助成金を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

　　(2)たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付要綱第８条第１項に該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めます。